

沖縄県立青少年の家指定管理

業 務 仕 様 書

令和6年8月

沖縄県教育庁生涯学習振興課

目 次

1	趣旨	1
2	基本的な考え方	1
3	組織及び人員配置	1
4	利用者の活動支援やプログラムの提供等に関する業務	2
5	施設の利用に関する業務	3
6	施設等の維持管理に関する業務	4
7	その他の業務	6
8	留意事項	8

◎関係資料

1	標準生活時間及び青少年の家の活動プログラム	9
2	令和6年度沖縄県立青少年施設主催事業一覧表	13
3	利用受付方法等	18
4	青少年の家の家施設設備の概要	19
5	清掃実施基準	20
6	青少年の家主要備品一覧	21
7	再委託業務一覧	22
8	過去5年間の収支状況	23

1 趣旨

この仕様書は、沖縄県立青少年の家において、指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めるものである。

応募者は、募集要項及び本仕様書の定めに基づき、申請書類等を提出すること。

2 基本的な考え方

- (1) 設置目的の達成を最優先とした管理運営を行うこと。
- (2) 関係法令を遵守し、適切に管理運営を行うこと。
- (3) 県民の公平な利用機会の確保に留意すること。
- (4) 施設の効用を最大限に発揮させる管理運営に努めること。
- (5) 利用者の意見・要望等を的確に管理運営に反映させること。

3 組織及び人員配置

- (1) 指定管理者は、労働基準法を遵守した上で、青少年の家の管理運営業務を円滑に実施するために、必要な人員体制を確保し、専門的能力を有する職員を配置すること。

(1施設あたりの考え方)

ア 総括責任者

青少年の家を管理する能力を有する総括責任者を1名配置すること。

イ 管理系職員

庶務、会計事務を担当する職員を必要人数配置すること。

ウ 指導系職員

青少年教育、野外活動、レクリエーション等の指導能力を有する者を4名以上配置することとし、次の(ア)から(エ)までに該当する者をバランスよく配置すること。

(ア) 社会教育士、社会教育主事資格保持者、又は教員の免許状を有する者

(イ) 学校教育経験者（3年以上）

(ウ) 社会教育関係団体等での指導歴（3年以上）がある者

(エ) 青少年教育、野外活動、レクリエーション指導等の指導歴（3年以上）がある者

エ その他の職員

調理員、警備員等必要に応じて職員を配置すること。

【参考】職員配置状況

宮古青少年の家		石垣青少年の家	
所長	1名	所長	1名
管理系職員	2名 (うち1名非常勤)	管理系職員	2名 (うち1名非常勤)
指導系職員	4名	指導系職員	4名
用務員	1名	用務員	1名

- (2) 研修について

ア 指定管理者は、職員に対して公の施設に勤務する者としての資質向上のため研修を実施

すること。

イ 指定管理者は、職員に対して青少年教育、野外活動、キャンプ活動、レクリエーション等の知識、技能の習得のための研修を実施するとともに、他の団体、機関等が実施する研修等にも積極的に参加させること。

ウ 全国青少年教育施設協議会等の各種協議会へ参加するなど、他施設との交流等により、職員の資質向上を図ること。

4 利用者の活動支援やプログラムの提供等に関する業務

(1) 利用者の活動に係る助言等

指定管理者は、利用者に対し「標準生活時間」（関係資料1）を基本とした活動や清掃活動等について説明する他、適切な助言等を行うこと。

(2) 利用にあたっての説明、案内、支援等

ア 事前打ち合わせ

プログラムの相談、指導、援助、活動場所の事前確認を行うこと。

イ 入所時のオリエンテーション

青少年の家での活動、生活、緊急避難の方法、事故発生時の対処方法等について利用者へ説明すること。

ウ 施設利用時

施設利用者が円滑な活動ができるよう、各種プログラムの提供、適切かつ必要な指導、利用者支援等を行うこと。

(3) 活動プログラムの提供等

ア 活動プログラムの提供

指定管理者は、利用者が自らの計画に基づき実施する活動が、効果的かつ充実したものとなるよう、各種プログラムを提供するとともに、必要な助言・指導等の利用者支援を行うこと（プログラムの計画にあたっては、現在実施されているプログラム（関係資料1）をベースに検討し、事業計画等に反映すること）。

なお、利用者が指定管理者による指導等を要しない場合も、安全管理等について留意し、適宜、助言等を行うこと。

イ 外部講師の斡旋

指定管理者は、外部講師を必要とする活動プログラム等について、利用者の求めに応じて講師の斡旋を行うこと。

(4) 主催事業

指定管理者は、教育施設としての設置の目的を達成するために、「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例」に規定する設置目的の達成に資する事業又は「第四次沖縄県生涯学習推進計画（令和4年度～令和13年度）」に記載された各取組等社会教育の振興に資する事業等を主催事業として計画的に実施すること。

なお、主催事業を計画する際は、「令和6年度主催事業一覧表」（関係資料2）を参考にすること。なお、主催事業は、事前に教育委員会に申請し、許可を得た上で行うこと。主催事業の

参加費用については、青少年の家が社会教育施設であることに鑑み、高額にならないよう留意すること。

また、事業の計画にあたっては、他の青少年の家、市町村教育委員会、学校、社会教育関係団体等との連携・協力を積極的に行うこと。

(5) 用具等貸出業務

指定管理者は、利用者の活動等に必要な用具等の貸し出しを条例等に従い適切に行うこと。

(6) 宿直業務

指定管理者は、宿泊棟又はキャンプ場等に宿泊を伴う利用者がいる場合は、宿直者を配置し、利用者対応に備え、安全管理にあたること。

(7) プログラムの開発等

指定管理者は、自然体験活動やキャンプ活動等、青少年の健全育成に資する事業を効果的に行っていくためのプログラムの開発を行い、利用者に提供すること。

また、施設の自然環境、立地条件を生かした屋外でのフィールドの開発、整備を行うこと。

(8) ボランティアの育成

事業の補助スタッフ、施設の環境整備や点検等を行うボランティアの育成に務めること。

(9) 急病、緊急時の対応等

指定管理者は、利用者の急な病気、けが等に対応できるよう、急病、緊急時の対応マニュアルや緊急連絡網等を策定すること。

ア 急病、けが等への対応

(ア) 急病、けが等の応急処置に必要な医薬品を常備しておくこと。

(イ) 施設内で起こったけが等については、速やかに応急処置を行うとともに、医療機関で診察を受けるよう適切に指導すること。また、救急車を手配し医療機関に搬送する場合は、必要に応じて同行する等の対応を行うこと。

(ウ) 施設内で事件、事故が起こった場合、直ちに警察や関係機関に連絡すること。また、状況等については、直ちに教育委員会に連絡し、原則発生から1開所日以内に事件、事故報告書を教育委員会に提出すること。

イ 災害等緊急時の対応

(ア) 指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難誘導、安全確保及び必要な通報等について、危機管理マニュアルを作成し、危機事案発生時に向けた対応体制を整えておくこと。

(イ) 災害等緊急時には、県、所在市町村、消防署等に連絡をするとともに、被害を最小限に抑えるため、迅速かつ適切な対応を行うこと。

(ウ) 所在市町村等から防災拠点、避難場所等として青少年の家の利用について依頼があるとき（県が所在市町村と防災に関する協定等を締結している場合を含む）は、優先して避難者等を受け入れること。

5 施設の利用に関する業務

(1) 利用受付、利用案内

ア 利用の受付

予約受付期間、受付方法、利用受付の優先順位等については関係資料3（青少年の家・施設利用の基本的な流れ）によることとし、県と協議の上、必要な規程等を整備すること。

イ 利用の案内

指定管理者は、施設、事業等のPRや情報提供のため、リーフレットの作成、配布等を行うとともに、利用者からの問い合わせに、適切に対応すること。

また、ホームページを開設し、事業内容、施設の空き状況等を、インターネットを通して利用者が容易に確認できるよう、広報に努めること。

(2) 利用の許可及び許可の取消し等

ア 利用しようとする団体等には、事前に利用許可申請書を提出させること。

イ 利用を許可する場合、申請者に利用許可書を交付すること。

ウ 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第11条第3項及び第13条の規定に該当する場合は、利用を不許可とし、又は利用の許可を取り消し、若しくは利用を制限し、若しくは利用の停止を命ずること。

エ 令和6年度中に現指定管理者により受け付けられた予約等は、令和7年度以降の指定管理者が引き継ぐこととし、指定管理者の変更等により、利用者が不利益を被らないようにすること。

(3) 利用料金の徴収及び減免

ア 利用料金の徴収

青少年の家の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、条例第15条の規定により教育委員会の承認を受けた金額により、徴収し、指定管理者の収入とする。

イ 利用料金の減免

指定管理者は、条例第16条第1項の規定により、公益上その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

また、条例第16条第2項の規定により利用料金を免除する場合は、条例施行規則第5条に定めるとおりとする。

ウ 利用料金の返還

条例第17条の規定により、既に納付した利用料金は返還しないこととする。ただし、必要があると認められる場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができるものとする。

(4) その他の経費の徴収

指定管理者は、利用料金以外の、リネン料金、食事料金や、主催事業等に係る実費に相当する費用を、「その他の料金」として、徴収することができる。ただし、それぞれの料金を設定する際には、県の承認を得なければならない。

なお、現在、本館宿泊におけるリネン料金として、宮古青少年の家では320円、石垣青少年の家では185円（シーツ2枚及び枕カバー1枚）を徴収している。

6 施設等の維持管理に関する業務

指定管理者は、施設設備の機能を維持するとともに、利用者に良質な環境を提供し、快適に施設を利用できるよう、次の業務を行うものとする。

(1) 建築物及び設備機器の保守管理業務

ア 日常的に点検を行い、施設の維持管理に努めるとともに、施設の設備機器等の機能を維持するため、建築基準法、消防法、建築物における衛生環境の確保に関する法律、労働安

全衛生法、水道法等に規定されている法定点検、外観点検、機能点検を行うこと。

また、管理に係る記録、月報、点検結果記録報告書等の作成・保存を始め、関係機関等への各種届け出や立ち入り検査等への立ち会い業務を行うこと。

なお、建物、施設設備については、「青少年の家施設設備概要」（関係資料4）を参照することとし、建物及び設備機器の点検については、「建築保全業務共通仕様書」（最新版（財）建築保全センター編集）を参考に行うこと。

イ 指定管理者は、みなし設置者として電気事業法等の関係法令に従い電気主任技術者を選任し、自家用電気工作物の維持管理を実施すること。

(2) 清掃業務

当該施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常及び定期的な清掃を行うこと。

特に、浴室、トイレ等の水回りについては衛生に留意する他、消耗品が常に補充された状態となるよう留意すること。また、浴室の水質は清潔・良好な状態を保ち、大腸菌群、レジオネラ菌群等の繁殖により、利用者が感染症等に罹患することがないように管理を徹底すること。

清掃の詳細については、「清掃実施基準」（関係資料5）を参照すること。

ア 日常清掃

当該施設及び敷地内について日常的に清掃を行い、施設設備、備品、機具等が常に清潔な状態に保たれるようにすること。

イ 定期清掃

日常清掃では実施しにくい箇所の清掃等を確実にを行うため、必要に応じて定期清掃を実施すること。

(3) 宿泊室の整理整頓、衛生管理業務

ア 宿泊室及び宿泊室の寝具類は常に清潔な状態を保持し、適宜滅菌作業を行うこと。

イ シーツ等は使用の都度クリーニングを行うこと。シーツ等の取り替えは原則として、利用者が行うこととする。

(4) 備品管理業務

青少年の家の管理運営に必要な備品は原則として県が貸与する（以下、当該備品を「県備品」という。）。貸与する県備品のうち主なものは、「青少年の家主要備品一覧」（関係資料6）を参照すること（物品の分類及び区分については、原則として、沖縄県財務規則第153条の規定によるものとする）。

ア 県備品のうち、利用者が使用するものについては、日常的に点検し、不具合により事故が起きないように管理すること。

イ 県備品を使用するうえで必要となる消耗品の購入や修繕等のメンテナンスは、指定管理者の負担により実施すること。

ウ 県備品の廃棄処分が必要となる場合は、県と協議を行うこと。

エ 指定管理者は、新たに備品の貸与を受ける必要がある場合は、備品が必要な年度の前年度6月までに、予算要求資料を作成の上、県に提出すること。

オ 指定管理者は、指定管理料により、自らの判断で物品を購入することができる。指定管理料により購入した備品については、原則として県の所有に帰属する。なお、重要備品（一品の取得価格が100万円以上の備品又は車両）を購入する場合は、事前に県と調整を行う

こと。

(5) 保安警備業務

指定管理者は、当該施設及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保を図ること。業務の実施にあたっては、建物の利用目的、利用内容等を十分把握するとともに、警備業法、労働基準法等関係法令及び監督官庁の指示を遵守すること。

ア 日常警備

施設内を適宜巡回し、不審者の侵入防止、火気の点検、非常時の避難導線の確保、不審物の発見に努めること。

イ 夜間及び休所日の警備

警備要員を1名配置し、適宜巡回を行うとともに、非常時の対応を行うこと。また、建物外で警備を行う場合等、建物内に人がいなくなる場合は、機械警備による対応を行うこと。

(6) 外溝、植栽管理業務

指定管理者は、当該施設の外溝、地面及び施設附属設備の維持管理を行うこと。また、敷地内の植栽の管理にあたっては、散水、施肥、害虫駆除、剪定、除草、草刈等を計画的に行い、良好な緑樹の状態を維持すること。なお、除草剤の使用については、原則として行わないものとし、万が一使用せざるを得ない特殊な事情が生じた場合は、事前に県と協議を行うこと。

(7) 廃棄物の処理

指定管理者は、事業の実施に伴い発生する廃棄物について、県や、施設が所在する市町村等の定める処理方法により、適正に処理を行うこと。

(8) 車両等の管理

指定管理者は、施設の管理運営業務に使用する車両について法令に基づく車検、点検等を行うとともに、自賠責保険及び任意保険に加入すること。なお、任意保険の補償額について、現在、宮古青少年の家、石垣青少年の家とも、対人無制限、対物無制限の保険に加入している為、原則として同等のものに加入すること。また、現在両施設ともワゴンタイプの車両をリースで使用している。

7 その他の業務

(1) 利用者への食事の提供

指定管理者は、宿泊利用者等への食事（朝、昼、夕）の提供を行うこと。

ア 食堂業務

(ア) 食堂業務を行うにあたっては、良質かつ低廉な食事を提供し、一日の栄養素摂取量は2,100kcalを下回らないこととする。

(イ) 青少年の家が教育施設であることに留意し、その品位及び秩序の保持に努めること。

なお、現在、各施設の食堂業務は、業者委託（再委託）により対応している。

イ 食事料金

食事料金は、教育委員会と協議した料金を設定すること。食事料金を変更する場合も同様とする。なお、現在の両施設の食事料金は次の表のとおりとなっている。

	朝食	昼食	夕食
宮古青少年の家	500 円	600 円	700 円

石垣青少年の家 ※	500 円	570 円	640 円
-----------	-------	-------	-------

※現在、石垣青少年の家では、利用者からの食事料金とは別に、委託料（単価契約）を食堂業者に支払っている為、留意すること。

ウ 食堂の衛生について

(7) 食事の提供に際しては、保健衛生に万全の注意を払い、食品衛生法、その他関係法令等を遵守すること。

(イ) 食堂、厨房及び冷蔵庫等は常に清潔な状態を保持するため、「清掃実施基準」（関係資料5）により清掃を行うこと。また、食材等は特に適正管理に務めること。

(ウ) 厨房に従事する従業員には、適宜検便を受けさせるとともに、定期的な健康診断受診により、良好な健康状態を維持させること。

(2) 物販等（施設設置目的外自主事業）

指定管理者は、県から行政財産目的外使用許可を受け、使用料を支払うことにより生活用品、薪、食材等を販売する売店や自動販売機を設置することができる。販売する物品等の内容、方法、料金等は指定管理者が定め、あらかじめその内容を県に提出して、承認を受けること。

(3) 行政財産目的外使用について

指定管理者自らが施設内に売店等を設置する場合は、行政財産目的外使用について県の許可を受ける必要があるが、指定管理者以外の団体等が設置する場合も同様であること。なお、清涼飲料水に係る自動販売機については、平成 26 年度から県が自動販売機業者の公募を行い、設置している。

また、行政財産目的外使用については、沖縄県行政財産使用料条例に基づき、県に使用料を納付すること。

なお、現在の両施設における行政財産目的外使用許可の状況は、次の表のとおりである。

施設名	目的外使用許可先	用途
宮古青少年の家	該当無し	該当無し
石垣青少年の家	石垣市	緊急時一斉放送システム 個別受信機の設置
	株式会社 NTT ドコモ	携帯電話基地局の設置
	西日本電信電話株式会社	電気通信役務提供

(4) 遺失物、拾得物等に関する事務

施設敷地内で遺失物や拾得物があった場合は、可能な限り落とし主等に返却できるよう努める他、落とし主等が不明な場合は、遺失物法等関係法令に従い、適切に処理すること。

(5) 各種報告業務等

ア 事業計画書及び収支予算書の提出

指定管理者は、毎年度当初に事業計画書及び収支予算書を作成し、県に提出すること。

また、毎年度2月末日までに、次年度事業計画書（案）及び収支予算書（案）を作成し、県に提出すること。

なお、業務仕様書に記載していない業務についても、施設の適切な管理運営を行う上で必

要と思われる事項があれば、事業計画書に記載の上、提出すること。

イ 事業報告書の提出

上半期の翌月（10月）10日及び年度終了後の4月末日までに下記の事項を記載した事業報告書（上半期報告書及び事業報告書）を作成し、県に報告すること。

(ア) 青少年の家の管理運営に関する業務（以下「業務」という。）の実施状況

(イ) 業務に係る収支状況

(ウ) 青少年の家の利用状況

(エ) 前3号に掲げるもののほか、県が必要と認める事項

ウ 業務月報の提出

各月分の業務の実施状況、収支状況、利用状況等業務の実施に係る報告書を、翌月の10日までに提出すること。

エ 管理に必要な業務日誌、宿直日誌及び警備日誌を備え、特記事項を記録し保存しておくこと。

オ 各種調査及び照会への回答、利用統計の作成などを行うこと。

(6) 利用者等の意見の把握及び苦情等への対応

ア 指定管理者は、アンケート調査等の方法により、利用者等の意見や要望を把握すること。

イ 指定管理者は、利用者等から寄せられた苦情及びその対応状況を記録すること。

(7) 業務の引継ぎについて

指定期間終了もしくは指定取消により、次期指定管理者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

8 留意事項

(1) 再委託について

指定管理者が、業務のすべてを一括して他の事業者へ委託することを禁ずる。ただし、個々の具体的な業務については、事前に県の承認を得たうえで、専門の事業者等に委託することができる。なお、現在実施されている再委託業務については、「再委託業務一覧」（関係資料7）を参照すること。

(2) 施設損害賠償保険及び火災保険について

指定管理者は、青少年の家の敷地内において、利用者が事件、事故により死亡又は傷害を負う等、法律上の賠償責任を負う場合に備えて、施設損害賠償保険に加入すること。また、自然災害、火災等による施設等の損傷に備えて火災保険にも加入するものとする。

現在加入している損害賠償保険は、宮古青少年の家については、対人賠償が1名につき1億円、対物賠償が500万円、石垣青少年の家については、対人賠償が1名につき1億円、対物賠償が500万円となっている。

(3) 施設等の原状回復について

指定管理者は、自らの負担で施設等の改修、内装工事を行うことができる。ただし、工事の内容について事前に県の承認を得ること。また、原則として、指定管理期間終了時には、指定管理者の負担により原状に回復すること。

(4) 業務仕様書に記載されていない事項

その他、この仕様書及び関連文書に記載のない事項の対応等については、県と協議を行い決定するものとする。

青少年の家 標準生活時間

時刻	日 程	内 容	等
6:30	起 床	洗面・寝具、荷物の整理など 退所団体はシーツの返却、清掃	
7:00	朝のつどい	ラジオ体操・団体紹介・交流活動など	
	朝 食	食 堂（セルフサービス）	
9:00	研 修 1	研修計画による各団体ごとの活動	
12:00	昼 食	食 堂（セルフサービス）	
13:00	研 修 2	研修計画による各団体ごとの活動	
17:30	夕 食	食 堂（セルフサービス）	入浴
19:00	研 修 3	研修計画による各団体ごとの活動	
21:00	反 省 就寝準備	活動のふりかえり・交流・就寝準備	
22:30	消 灯	就 寝	

※ キャンプ場泊や日帰り団体など、各団体の活動プログラムの内容等に合わせて、事前調整により標準生活時間を変更することも可能です。

※ 研修の時間には、準備、片づけの時間も含めて計画してください。

※ 必要に応じて団体代表者連絡会等を行います。

No.	プログラム名称	区分	天候	時間帯	内容	目的	対応人数	対象	費用	所要時間	活動場所	指導者	準備物	留意事項
1	ウォークラリー	野外体験	晴～小雨	9～15時	青少年の家周辺と自然観察コースを組み合わせてできたコース中に設けられたチェックポイントで問題を解き、規定する時間内の得点で順位を競う。	自然に親しみながら、各チェックポイントで出題された課題をチームで解決し、他のチームと競いながら楽しさを味わう。	10～200名	小学生以上	無料	1～2時間	ウォークラリーコース(山林内)	職員(要事前打合せ)	・動きやすい洋服・帽子・運動靴 ・問題用紙 ・筆記用具	事前にルートの下見、人員配置場所の確認が必要・天候による中止の判断は施設職員で行う・小雨の場合も実施可能なコースあり等
2	オリエンテーリング	野外体験	晴～曇	9～15時	青少年の家周辺と自然観察コースを組み合わせてできたコース中に設けられた、チェックポイントでスコアシートにチェックする。規定する時間内の得点で順位を競う。	自然に親しみながら、各チェックポイントで出題された課題をチームで解決し、他のチームと競いながら楽しさを味わう。	10～200名	小学生以上	無料	1～2時間	オリエンテーリングコース(山林内)	職員(要事前打合せ)	・動きやすい洋服・帽子・運動靴 ・問題用紙 ・方位磁針	事前にルートの下見、人員配置場所の確認が必要・天候による中止の判断は施設職員で行う・小雨の場合も実施可能なコースあり等
3	自然観察	野外体験	晴～小雨	10～16時	所内の草花や木々の特徴をフィールドワークをしながら楽しく観察する。食べられる野草の紹介等も。	植物や生き物等を観察することで、自然と関わりを大切にする心情を育てる。	30名以内	小学生以上	講師と相談	2時間以内	大野山林内	外部講師(職員と事前打合せ実施)	運動靴・帽子・筆記用具など	自然観察は山林内へ入るので、長袖、長ズボン、運動靴など活動しやすい服装で参加すること等
4	夜間ハイク	野外体験	晴～曇	日没後19～21時	夜の青少年の家周辺を歩き、屋間の雰囲気とは違った暗さ、静けさ、生き物の息づかいを肌で感じることができる。	夜の暗闇を歩くことで、人間が持つ五感の素晴らしさに気付くことができる。	100名以内	小学生以上	無料	2時間	青少年の家周辺	職員(要事前打合せ)	・長袖・長ズボン・懐中電灯	事前にルートの下見、人員配置場所の確認が必要・天候による中止の判断は施設職員で行う等
5	星空観察	野外体験	晴～曇	日没後18～21時	夜空に輝く星々を季節ごとに楽しむ。口径355mmの望遠鏡や双眼鏡を使用して月の表面や惑星の観察を行う。	星々を眺めることで、未知の世界への探求心や神秘的な宇宙に関心を高める。	50名以内	小学生以上	講師と相談	2～3時間	屋上・広場	外部講師(職員と事前打合せ実施)	・筆記用具等 ・寒い時期には防寒着が必要である。	雨天の場合には、講師による室内学習(シミュレーションソフト使用)に変更可能
6	キャンプの集い(キャンプファイヤー)	野外体験	晴～曇	18時半～21時	薪を組んで灯した火を囲み歌、踊り、ゲームを楽しむ。全体の気持ちが高まり親睦が深まり一体感が生まれる。	薪の火を囲み歌やゲームを楽しむことで、友情やお互いの親睦を図ることができる。	200名以内	小学生以上	2,200円(薪代金)	3時間	営火場	職員(要事前打合せ)	・灯油・トーチ用の布・女神の衣装・音楽CD・消火器等	雨天の場合には、キャンドルサービスへ変更可能
7	キャンドルの集い	レク・スポーツ	雨天時	18時～21時半	ろうソクに火を灯し、その火を囲み歌や踊りやゲームを楽しみます。全体の気持ちが高まり親睦が深まり一体感が生まれる。	ろうソクの火を囲み歌やゲームを楽しむことで、友情やお互いの親睦を図ることができる。	100名以内	小学生以上	1人40円(ろうそく代等)	2時間	プレイホール	職員(要事前打合せ)	・ろうソク・女神の衣装・アルミホイル(ろうソクを包む)	ろうソク台の設置は利用者が行う。
8	グラウンドゴルフ	レク・スポーツ	晴～曇	9～15時	ゴルフ競技に類似した木製のクラブ(スティック)でホールポストに入るまでの打数を競う。	グラウンドゴルフを通して、ゴルフ競技のおもしろさやマナーを学び、団体競技の楽しさを知ることができる。	40名以内(スティック22本)	小学生以上	無料	2時間	運動広場	ー(使用前に職員と打合せが必要)	軽い運動のできる服装	使用する前と後に用具の数の確認をする。
9	スナッグゴルフ	レク・スポーツ	晴～曇	9～15時	スナッグとは「くつつく」という意味があり「どこでも」「誰でも」「楽しく」ゴルフの基本技術を学ぶことができる。1つの球をティーアップしてプレーし、スナッグフックにクツつける。そのストローク打数によって順位を争うスポーツ。	ゴルフと似たスナッグゴルフを通して、ゴルフの基本技術を学びながら、人間関係づくりやマナーやエチケットも学ぶことができる。	40名以内(スティック22本)	小学生以上	無料	2時間	運動広場	ー(使用前に職員と打合せが必要)	軽い運動のできる服装	使用する前と後に用具の数の確認をする。

宮古青少年の家活動プログラム 2/2

No.	プログラム名称	区分	天候	時間帯	内容	目的	対応人数	対象	費用	所要時間	活動場所	指導者	準備物	留意事項
10	プラ板クラフト	創作・芸術	全天候	9～16時	透明なプラスチックな板に、各自思い思いの図柄や模様をマジックペン等で描く、次にそれをオーブンで縮むまで温め、できあがったプラ板に輪っかのホルダーつけて仕上げる。	プラ板に熱を加えることで縮んでいく様子を観察することができ、オリジナルのキーホルダーを作ることができる。	50名以内	小学生以上	一人あたり160円	1時間	創作室	専門職員	各自図柄や模様を準備する	急な大雨で、予定していた野外活動ができない場合に実施。
11	焼き杉クラフト	創作・芸術	全天候	9～16時	杉板に、各自思い思いの図柄や模様を描き、糸のこで切り抜き作業を行い、ガスバーナーで焼き色をつけて仕上げる。	電動糸鋸や、ガスバーナー等を安全に使用することができる。	50名以内	小学生以上	一人あたり250円	2時間	創作室	専門職員	各自図柄や模様を準備する	急な大雨で、予定していた野外活動ができない場合に実施。
12	ネイチャークラフト	創作・芸術	全天候	9～16時	身近な自然にあるものを用いての小物作り。	松ぼっくりや、木の枝等の自然のものを用いて、創意工夫してオリジナルの小物を作り楽しむ。	50名以内	小学生以上	一人あたり160円	1時間	創作室	専門職員	各自図柄や模様を準備する	急な大雨で、予定していた野外活動ができない場合に実施。

石垣青少年の家活動プログラム 1/1

No.	プログラム名称	区分	天候	時間帯	内容	目的	対応人数	対象	費用	所要時間	活動場所	指導者	準備物	留意事項
1	カヌー自然体験	野外体験	晴(風速8m以内)	要調整	ラムサール条約登録湿地である名蔵アンパルのヒルギ群落をカヌーで探検する。	カヌーを漕ぎながら自然を大切にすることを学ぶ。	30人	一般市民	520円/1団体(カヌー運搬費用)	2時間	名蔵アンパル	職員4人+ボランティア6人	ライフジャケット、パドル	雨、雷注意報等の天気の変化を把握する
2	フィールドビンゴ	野外体験	晴～曇	団体の要望により実施	自然の中で木の名前、草花の種類等をクイズ形式で回答しながら自然を学ぶ。	ビンゴゲームを通して自然を学ぶ	50人	一般市民	無料	1時間	施設内、山登りコース	職員1人	鉛筆、ビンゴ用紙、ハインダー	ハブ等に気を付けながら自然の中を歩くこと
3	前勢岳登山	野外体験	晴～曇	団体の要望により実施	隣接する前勢岳を散策しながら登山を楽しむ。	自然一杯の山に足を踏み入れて木々や草花、小鳥、虫等の自然を学ぶ。	30人	一般市民	無料	1時間	前勢岳	職員	靴履き、飲み物	安全管理の為、子どもたちの前後、中央に指導者を配置する。
4	グランドゴルフ	レク・スポーツ	晴～曇	いつでも晴天時	敷地内の広場を利用してグランドゴルフで団体のレク・スポーツを楽しむ。	老若男女誰にでもできるグランドゴルフでお互いの親睦を図る。	50人	一般市民	無料	1～2時間	敷地内広場	団体責任者	スティック、ボール、8ホールボール、スタートゴム板	スティックを振り回さないように安全に気をつける。
5	工作活動	創作・芸術	全天候	9～20時	キーホルダー、鶯笛、ダックコール、ブンブンゼミ、砂絵、等の工作活動	昔遊んだ笛、小物工作等を通して先人たちの知恵を学ぶ。	30人	一般市民	50円	1時間	研修室	職員	竹筒、プラ板、色付け砂、オーブン等	工作活動等でけがをしないよう細心の注意が必要。
6	干潟観察	野外体験	晴	干潮時	アンパルの豊かな干潟を観察し、そこに住む生物の生態を知る。	干潟が豊かなゆえに多様な生物が生息し、渡鳥が飛来する自然の大切さを学ぶ。	30人	一般市民	105円(保険料)	2時間	名蔵アンパル	職員+外部指導者	濡れてもよい履物、メモ用紙	海辺の危険生物の把握。
7	ナイトウォーク&ウォッチング	野外体験	晴～小雨 ※雷雨時不可	日没後	バナナ公園の自然散策	バナナ公園の夜の遊歩道を歩きながら夜の生き物を観察する。	20人	小学生以上	150円(保険料含む)	2時間	バナナ公園Cゾーン	職員+バナナ公園職員	懐中電灯、長袖、長ズボン、運動靴、軍手、飲料水等	専門職員で事前の下見をする。大雨、雷時には中止。天候による中止の判断は、青少年の家職員で話し合い判断する。中止の際は参加者に電話連絡する。
8	天体観察	野外体験	晴～曇	19～21時	南十字星観望	5月の後半頃、石垣島で観察しやすい南十字座(通称:南十字星)を島内外から参加者を募り、星空への関心を高める。	200人	子どもから大人まで	無料	1.5時間	南ぬ浜緑地公園	外部講師	天体望遠鏡、双眼鏡、星座早見盤、懐中電灯等	雨天時は中止。曇天で南十字星が見えない時は、八重山星の会が以前に撮った映像をモニター画面に表示して観てもらおう。
9	キャンプファイヤー	野外体験	晴～曇	19時半～21時	組んだ薪に火を灯し、その火を囲み歌や踊り、ゲームを楽しむ。	火を囲み歌や踊り、ゲームを楽しむことで友情を深め、お互いの絆を強くする。	120人	小学生以上	2,000円/団体(まき代)	2時間	営火場	利用団体引率者	灯油、トーチ、火文字盤、薪等	薪を組んだり火文字は利用者が作成する。雨天の場合は、体育館でキャンドルサービスをする。
10	野鳥観察	野外体験	晴～曇	9～11時半	バードウォッチング	地球温暖化等の原因を含め、環境と鳥類相の関わりを学習する。	20人	親子、一般	200円(保険料含む)	2.5時間	名蔵アンパル後背湿地等	職員	望遠鏡、双眼鏡、図鑑、飲料水等	雨天時や鳥の出現が見込めない場合は講義のみで野外観察は中止か短縮する。

令和6年度 主催事業 プログラム概要

1	(主催) 春のファミリーキャンプ			
区分	自然体験・家庭教育	天候・時間帯	雨天時プログラム変更	
内容	テント設営し、家族で宿泊体験。海浜活動シーカヤック、野外活動、クラフト、自然散策。			
目的	体験活動をおし、親子で力を合わせ取り組むことで、家族の絆を深める。家庭教育の充実を図る。			
対応人数	親子10組	対象	親子	
費用	1人：3,000円	所要時間	1泊2日	
活動場所	宮古島市内	指導者	施設職員・ボランティア	
準備物	野外活動に適した服装・マリンシューズ・野外炊飯用食材			
留意事項	キャンプ場の安全点検・気象・安全委員会(事業当日) (SDGs 3・14)			

2	(主催) ようこそ、森のきょうしつへ! ~初めての大野山林自然散策~			
区分	自然体験活動	天候・時間帯	天候基準設定	
内容	大野山林を初めて訪れる親子を対象とし、大野山林内で生息する昆虫・野鳥・植物等の観察。未就学児や幼児と一緒に自然にふれあうプログラムを提供する。			
目的	大野山林の様々な生き物に出会い、観察し、人と自然のつながりに気付かせ関心を持たせる。			
対応人数	30名	対象	親子	
費用	無料	所要時間	2~3時間	
活動場所	所内・大野山林	指導者	施設職員・ボランティア 外部講師	
準備物	野外活動に適した服装・虫よけスプレー			
留意事項	安全対策(安全基準設定)・安全委員会(事業当日) (SDGs 15)			

3	(主催) 宮古の文化体験学習 I			
区分	文化・教養・体験活動	天候・時間帯	警報以外決行	
内容	郷土の文化体験学習			
目的	宮古島の文化に関する体験学習をおして郷土に対する思いを深める。			
対応人数	10組	対象	親子、一般	
費用	1,000円~	所要時間	3時間	
活動場所	宮古島内	指導者	施設職員・ボランティア 外部講師	
準備物	筆記用具、その他			
留意事項	安全管理・安全委員会(事業当日) (SDGs 4)			

4 (主催) 第44回大野山林にきたえる少年の集い～大野山林チャレンジキャンプ～

区分	宿泊・自然体験	天候・時間帯	小雨決行
内容	テントでの宿泊体験、野外炊飯、海浜活動、クラフト		
目的	親元をはなれ集団生活をとおして、非日常体験・自然の厳しさに直面することで心の開放・自己成長させ、「心の宝物」をつくる。		
対応人数	20名	対象	小学生
費用	8,000円	所要時間	3泊4日
活動場所	所内(キャンプ場)・島内	指導者	施設職員・ボランティア 外部講師
準備物	野外活動に適した服装		
留意事項	安全指導と管理,安全対策(安全基準の設定・現地踏査等) 安全委員会(事業当日) (SDGs 1・4・12)		

5 (主催) 夏の空をながめよう

区分	自然体験・学習	天候・時間帯	天候基準設定
内容	双眼鏡を使用して月の表面や惑星の観察を行う。星座観望。		
目的	天体に関する基本的な知識を習得させ、興味・関心を持たせる。夏の星座について学ぶ。		
対応人数	親子15組 30名程度	対象	親子・一般
費用	1人:200円	所要時間	2時間
活動場所	青少年の家屋上・広場	指導者	施設職員・ボランティア 外部講師
準備物	レジャーシート、虫よけ、筆記用具		
留意事項	星に関するワークショップ準備(天候不良時)・安全指導 安全委員会(事業当日) (SDGs 4・11・13)		

6 (主催) ジュニアサイクリングキャンプ

区分	宿泊・自然・スポレク活動	天候・時間帯	雨天決行(気象状況確認)
内容	自転車を安全に利用し楽しんで乗る。サイクリング、野外炊飯、自転車の安全交通ルールをまなぶ、テントでの宿泊体験。		
目的	自転車のルール、交通安全技術を学び、集団走行の楽しさを味わう。また、サイクリングをとおして宮古島の自然に関心を持ちチャレンジ精神と困難を克服する忍耐力を養う。		
対応人数	15名	対象	小学生
費用	3,000円～	所要時間	1泊2日
活動場所	所内、島内	指導者	施設職員・ボランティア 外部講師
準備物	帽子、長袖、長ズボン、タオル、運動靴、洗面用具、着替え等		
留意事項	雨天時のプログラム変更・(注意報、警報発令時)安全指導 安全委員会(事業当日)・宮古島自転車競技協会連携(SDGs 3・11・16)		

7	(主催) 冬の空をながめよう		
区 分	体験学習	天候・時間帯	天候基準設定
内 容	双眼鏡を使用して月の表面や惑星の観察を行う。星座観望。		
目 的	天体に関する基本的な知識を習得させ、興味・関心を持たせる。秋・冬の星座を学ぶ。		
対応人数	親子15組 30名程度	対 象	親子、一般
費 用	1人：100円	所要時間	2時間
活動場所	青少年の家広場	指 導 者	施設職員・ボランティア 外部講師
準 備 物	レジャーシート、虫よけ、筆記用具		
留意事項	星に関するワークショップ準備 (天候不良時)・安全指導 安全委員会 (事業当日) (SDGs 4・11・13)		

8	(主催) 宮古の文化体験学習Ⅱ		
区 分	文化・教養・体験活動	天候・時間帯	警報以外決行
内 容	郷土の文化体験学習		
目 的	宮古島の文化に関する体験学習をとおして郷土に対する思いを深める。		
対応人数	10組	対 象	親子、一般
費 用	1,000円～	所要時間	3時間
活動場所	宮古島内	指 導 者	施設職員・ボランティア 外部講師
準 備 物	筆記用具、その他		
留意事項	安全管理・安全委員会 (事業当日) (SDGs 4・12)		

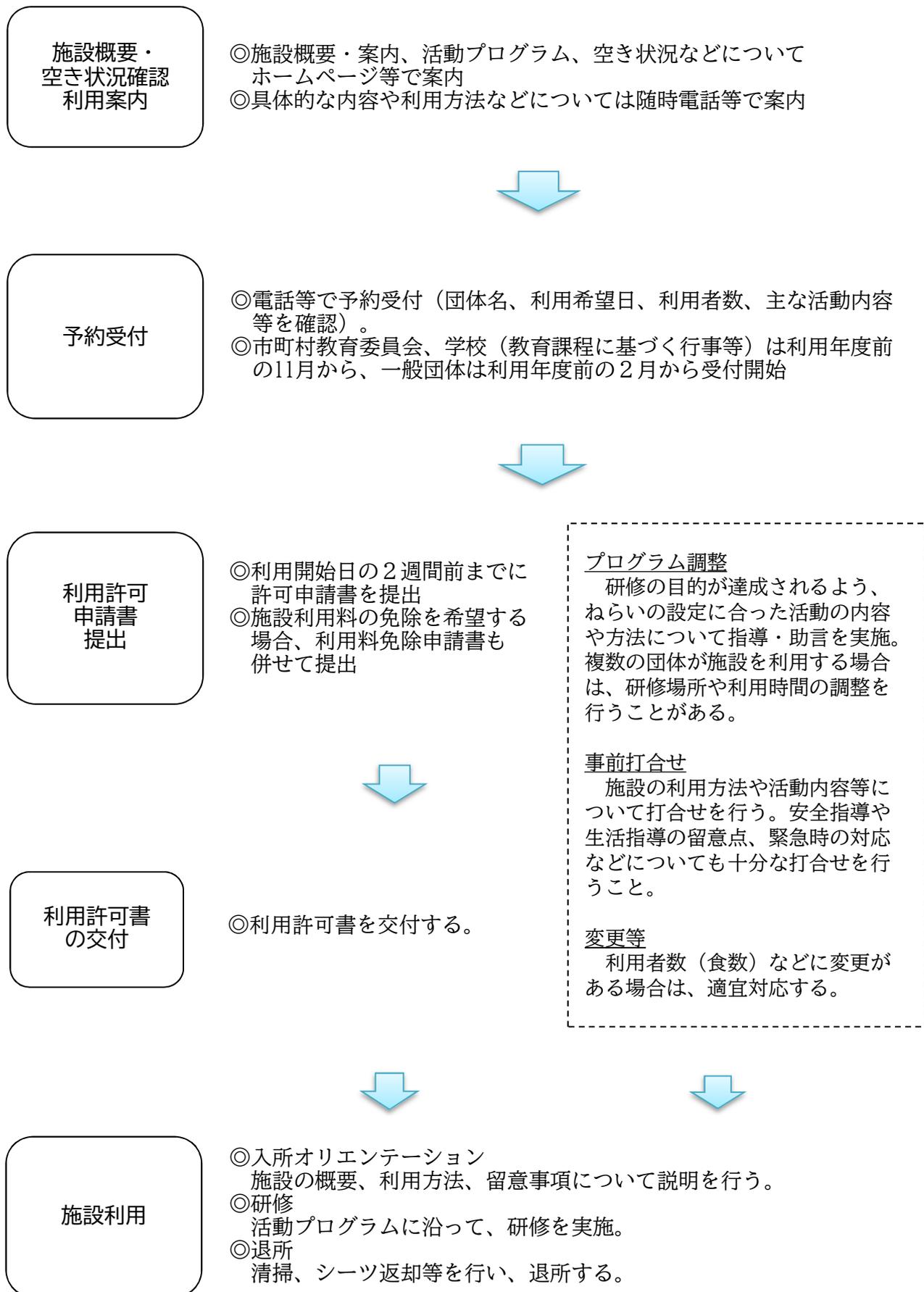
9	(主催) 大野山林通学合宿		
区 分	宿泊体験・家庭教育	天候・時間帯	警報以外決行
内 容	宮古青少年の家から3泊4日間集団宿泊し、学校へ通学する。 基本的な生活の中で学習、室内レク、夜間ハイク、野外炊飯の体験活動を共にする。		
目 的	異年齢との共同生活を通して、自分の良さを発見し、それを伸ばし、また課題を認め克服しようとする自主性、主体性を身に付けさせる。		
対応人数	20名	対 象	小学4年～6年
費 用	7,000円～	所要時間	3泊4日 日程・学校調整
活動場所	所内	指 導 者	施設職員・ボランティア 外部講師
準 備 物	学習用具、洗面用具、着替え、外履きスリッパ、雨具、懐中電灯		
留意事項	安全対策 (通学時の交通安全指導)・参加児童の毎日の振り返り実施 安全委員会 (事業当日) (SDGs 3・4)		

10	(主催) 第42回青少年の家まつり		
	体験活動	天候・時間帯	雨天決行・日中
内 容	クラフト、昔の子供遊び、こども科学教室、各種プログラム体験 他。		
目 的	宮古青少年の家の事業及び活動を広く紹介し、青少年教育施設への理解を図る機会とする。		
対応人数	制限なし	対 象	一般市民
費 用	一部有料あり	所要時間	3時間
活動場所	所内	指 導 者	施設職員・ボランティア 外部講師
準 備 物	カラーコーン、各部の準備品		
留意事項	安全指導(各部所での安全指導)と管理 安全委員会(事業当日) (SDGs 1・3・4・16・17)		

令和6年度石垣青少年の家 主催事業概要

NO	事業名	概要	開催予定日	対象	参加料
1	子ども祭り	子どもの健やかな成長を願い、昔の遊び体験、自然学習制作活動を通して懐かしい素朴な生活の良さを知り、人間関係の関わりを学ぶ。	5月5日(日)	一般郡民800名	無料
2	登山シリーズ I	石垣島の山に親しみ、健康増進を図りながら逞しい力と自然観察を通じた自然を大切にすることを養う。	5月26日(日)	一般郡民20名	300円
3	あやばに芋植え体験	不登校児童・生徒と触れ合い、自然体験活動を通して生きる力を養い、学校復帰の足掛かりをつかむ。	6月3日(月)	不登校児童・生徒10名	無料
4	サバイバル親子キャンプ	キャンプを通して親子の絆を深める。	8月10日(土)~11日(日)	5世帯15名	1,500円
5	瓦でシーサーづくり	沖縄の伝統文化に触れる機会と、創作活動の中から楽しんでオリジナルのシーサーを完成させる。	8月25日(日)	一般郡民10体	一体1,000円
8	与那国子ども広場	町内小学校で自然の素材を活かしたミニ玩具、小動物づくり等を学習し、昔の生活に触れる機会とする。	9月19日(木)20日(金)	児童・生徒80名	無料
6	遊びリンピックin石垣	体験不足の子供たちに遊び体験、自然体験、昔体験活動を通して協力し助け合う心、想像し共に生きる力を養う。	10月20日(日)	一般郡民300名	無料
7	あやばに自然体験	植えた芋の草取りを通して働く事の大切さを学ぶ。自然体験活動で自然との触れ合いを持つ。	10月29日(火)	不登校児童・生徒10名	無料
10	登山シリーズII(おもと岳)	沖縄一高い「於茂登山」に挑戦し、自然を観察し、自然に親むとともに、今年一年の体力造りと、新年の抱負を誓う。	1月5日(日)	一般郡民20名	300円
11	カーサームーチャーづくり	健康、長寿を祈願して、沖縄伝統の「むーちー」造りに挑戦して伝統・文化の継承を図る。	1月12日(日)	一般郡民20名	大人300円 子供200円
12	青少年の家祭り	特色あるイベントを工夫し、遊び・体験から自ら学び、考え、創造する力を養う。	2月9日(日)	一般郡民300名	無料
13	あやばに収穫祭	6月に植えた芋、ジャガイモを収穫し調理、食する中から働く事の大切さを学び、生きる力、学校復帰の足掛かりをつかむ。	2月18(火)	不登校児童・生徒10名	無料
14	3・4年宿泊学習	親元を離れ宿泊体験、自然体験を通して強い体と心を養い、高学年になる意識を高める。	3月28日(土)～9日(日)	小3, 4年児童20名	1,000円

青少年の家・施設利用の基本的な流れ



青少年の家施設設備概要

①宮古青少年の家 築年度：昭和55年（築44年） 収容人数167人

施設		床面積 (㎡)	主な施設内容
本館	1階	1,032.98	研修室58.5㎡ (40名収容) × 2室、52㎡ (35名収容) × 1室 会議室26㎡ (15名収容) 創作室118㎡ (60名収容) ピロティ450㎡ (200名収容) ロビー119.98㎡ (30名収容) 食堂150㎡ (100名収容)
	2階	588.67	宿泊室401.2㎡ (200名収容) 洋室6 (22名用) 和室3 (16名用) リーダー室2室 (10名用) 談話室100㎡ (10名収容)、浴室87.26㎡ (40名収容男女各1室20名)
	屋上		天体ドーム (5名収容) シュミットカセグレレン355mm反射鏡、太陽観測望遠鏡80mm付
プレイホール		406.0	各種スポーツ (室内レク、卓球台4台、バトミントン、軽スポーツ)
運動広場		4,734.0	グラウンドゴルフ等 (グラウンドゴルフセット1、ターゲットバードゴルフセット1、スラッグゴルフ1) 野外オリエンテーリング、キャンプファイヤー
キャンプ場		1,926.0	野外キャンプ (テント15張)
野外炊飯施設		148.2	調理炊飯場 (炊飯炉10×2) 水道、流し、(照明等)
いこいの広場		1,414.0	営火場、キャンプファイヤー
つどいの広場		1,060.0	朝、夕の集い、野外レクリエーション (照明等)
倉庫		148.0	調理用具、照明、冷凍冷蔵庫
自転車保管庫		54.1	マウンテンバイク30台
サイクリングロード			259m

②石垣青少年の家 築年度：昭和53年（築46年） 収容人数139人

施設		床面積 (㎡)	主な施設内容
本館	1階	919.4	所長室、事務室、宿直室、管理人室、保健室、ボイラー電気室 ロビー、ピロティ、交流広場、男女トイレ (2ヶ所) 大研修室 (60名収容)、第一研修室 (30名収容) 第二研修室 (15名収容)、リーダー室、会議室 (10名収容) 食堂 (120名収容)
	2階	507.0	宿泊室 (20人×5室、10人×3室) 浴室、洗面所、トイレ (男子・女子) 談話室
	屋上		天体望遠鏡 (口径300mm)
プレイホール (体育館)		480.0	バレーコート (1面) バトミントンコート (1面) バスケットゴール (2ゴール)
運動場		4,000.0	グラウンドゴルフ
キャンプ場		3,000.0	テント16張 野外炊飯用具 調理場、倉庫、トイレ (男女)
野外炊飯施設		213.0	炊飯棟1棟 かま10
営火場			100人
つどいの広場		480.0	掲揚台
いこいの広場		480.0	
農場		529.0	体験学習 (食育)
駐車場		450.0	

清掃実施基準

この清掃実施基準は、業務の概要及び関連条件の概要を示すものであるが、これに記載されていない事項であっても、建物の保全並びに衛生、美観の保持上必要と認められる業務については、実施するものとする。

1 清掃業務の区分

- ア 日常清掃：休所日を除く毎日
- イ 定期清掃：必要に応じ、随時実施

2 業務内容

(日常清掃)

- (1) 床面の掃き掃除、汚れ付着部分の拭き掃除
- (2) 玄関ピロティー、駐車場の掃き掃除
- (3) 廊下・階段等手すり、事務所内の掃き掃除
- (4) 扉のガラス部分及び取手の掃き掃除
- (5) 下足泥落とし、マット類の汚れ除去及び掃き掃除
- (6) 屑入れのゴミ及び灰皿の吸い殻の処理
- (7) 浴室の洗浄、洗い桶・腰掛けの洗浄及び整理、脱衣場の掃き・拭き掃除、マットの洗浄並びに乾燥、蛇口・シャワーは適時洗浄、タイル床面の水洗い
- (8) 便器及び洗面器・洗面台の洗浄、汚物入れの処理及び清潔保持
- (9) トイレトペーパー及び手洗い石鹸の適時補充
- (10) 洗面所、トイレの臭気発生、排水口の塞がり等が生じない清潔保持
- (11) 調理上、食料庫等の清掃、生ゴミ処理
- (12) 敷地内、散在ゴミの収集
- (13) 塵芥の集積及び集積場所の清潔保持
- (14) 外構、建物周辺、運動場、キャンプ場の清掃及び除草
- (15) 樹木、花への散水

(定期清掃)

- (1) 館内床面のワックス掛け
- (2) 窓ガラス・サッシ拭き
- (3) 敷地内の樹木剪定
- (4) エアコン吹き上げ・フィルター洗浄
- (5) プログラム利用場所の清掃

(宮古) ウォークラリーコース、オリエンテーリングコース、大野山林内等

(石垣) 山登りコース、名蔵アンパル等

青少年の家 主な備品一覧

①宮古青少年の家

	品 名	数量
1	水上オートバイ	1
2	パーソナルコンピュータ（天体望遠鏡用）	1
3	天体望遠鏡	4
4	陶芸窯	1
5	シーカヤック	8
6	テント	16
7	乗用芝刈機	1
8	電動糸鋸機	10
9	木工ろくろ	3
10	デジタルカメラ	1

②石垣青少年の家

	品 名	数量
1	2トントラック	1
2	小型耕耘機	1
3	テント	35
4	カヌー	6
5	サバニ船	4
6	天体望遠鏡	4
7	乗用草刈機	1
8	バレーボール支柱	2
9	バスケットゴール	1
10	ピアノ	1

再委託業務一覧

関係資料7

①宮古青少年の家

	委託業務	委託業務内容	委託先
1	警備業務委託	施設内の警備業務	宮古ビル管理
2	自家用電気工作物保守委託	自家用電気工作物保守点検	高江洲電気管理事務所
3	汚水合併処理施設維持管理委託	浄化槽維持管理保守点検	翔邦建設工業
4	消防設備保守点検委託	消防設備保守点検業務	上地防災設備
5	ボイラー保守管理業務委託	ボイラー保守点検業務委託	吉田産業
6	水質検査	水道水質検査	丸秀
7	食堂委託	利用者への食事の提供	個人事業主
8	貯水槽清掃業務維持管理委託	受水槽、高架水槽清掃業務維持管理	丸秀
9	害虫防除業務	有害生物防除	サン消毒沖縄
10	リネン供給業務	リネン供給業務	沖縄綿久寝具株式会社

②石垣青少年の家

	委託業務	委託業務内容	委託先
1	警備業務委託	施設内の警備業務	八重山ビル管理株式会社
2	自家用電気工作物保守委託	自家用電気工作物保守点検	株式会社沖縄ダイケン
3	汚水合併処理施設維持管理委託	浄化槽維持管理保守点検	有限会社八拳警備保障
4	廃棄物処理業務委託	ごみ処理業務委託	有限会社八拳警備保障
5	消防設備保守点検委託	消防設備保守点検業務	システム防災
6	ボイラー保守管理業務委託	ボイラー保守点検業務委託	有限会社八重山熱工業
7	水質検査	水道水質検査	有限会社屋宜水道管理
8	食堂委託	利用者への食事の提供	個人事業主
9	貯水槽清掃業務維持管理委託	受水槽、高架水槽清掃業務維持管理	有限会社屋宜水道管理
10	リネン供給業務	リネン供給業務	太洋リネンサプライ
11	ホームページ保守業務	HPの確認や更新作業	モノタイズ

宮古青少年の家の過去収支状況

(単位：千円)

施設名称		令和元年度 (決算額)	令和2年度 (決算額)	令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算額)	直近5力年平均 (R1~R5)		
	指 定 管 理 者	特定非営利活動法人ばんす							
宮古青少年の家	収 支 差 額	▲ 34,373	▲ 34,425	▲ 31,753	▲ 34,563	▲ 35,243	▲ 34,071		
	収	利用料金収入	638	26	26	119	1,460	454	
		自動販売機収入	0	0	0	0	0	0	
		その他収入	606	455	363	613	1,143	636	
		計	1,244	481	389	732	2,603	1,090	
	入 運 営 経 費	通常経費	34,424	33,241	31,047	33,744	36,379	33,767	
		内 人 件 費	人件費	26,030	25,214	24,692	25,814	26,841	25,718
			運営経費	8,394	8,027	6,355	7,930	9,538	8,049
		施設修繕費	1,193	1,665	1,095	1,551	1,467	1,394	
		特殊要因	0	0	0	0	0	0	
		計	35,617	34,906	32,142	35,295	37,846	35,161	
		指定管理料	36,728	39,064	39,064	39,064	39,064	38,597	
	契 約 額	契約額	36,728	39,064	39,064	39,064	39,064	38,597	
		差 額	0	0	0	0	0	0	
	指定管理料を含めた収支	2,355	4,639	7,311	4,501	3,821	4,525		
	使用料金収入	0	0	0	0	0	0		
指定管理者から県に納付	0	0	0	0	0	0			
県 予 算 の 収 支	▲ 36,728	▲ 39,064	▲ 39,064	▲ 39,064	▲ 39,064	▲ 38,597			

※上記表については、自主事業に係る収支について除く。

※上記表中の運営経費については、納付消費税を除く。

[参考：納付消費税実績状況]

(単位：千円)

施設名称		令和元年度 (決算額)	令和2年度 (決算額)	令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算額)	直近5力年平均 (R1~R5)
	指 定 管 理 者	特定非営利活動法人ばんす					
宮古青少年の家	納 付 消 費 税	1,575	1,594	1,920	1,792	1,820	-

[参考：当該施設を利用した指定管理者による自主事業の収支状況]

(単位：千円)

施設名称		令和元年度 (決算額)	令和2年度 (決算額)	令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算額)	直近5力年平均 (R1~R5)
	指 定 管 理 者	特定非営利活動法人ばんす					
宮古青少年の家	収 入	5	150	60	63	145	85
	費 用	12	0	0	0	0	2
	収 支	-7	150	60	63	145	82

石垣青少年の家の過去収支状況

(単位：千円)

施設名称		令和元年度 (決算額)	令和2年度 (決算額)	令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算額)	直近5カ年平均 (R1~R5)	
	指 定 管 理 者	八重山星の会	特定非営利活動法人 八重山星の会					
石垣青少年の家	収 支 差 額	▲ 31,608	▲ 35,003	▲ 35,254	▲ 35,678	▲ 35,915	▲ 34,692	
	収	利 用 料 金 収 入	1,851	432	653	1,532	2,147	1,323
		自 動 販 売 機 収 入	0	0	0	0	0	0
		そ の 他 収 入	679	192	151	344	623	398
		計	2,530	624	804	1,876	2,770	1,721
	入 運	通 常 経 費	32,571	33,865	34,734	36,572	37,628	35,074
		営 内	人 件 費	20,606	22,323	22,326	23,975	24,557
	運 営 経 費		11,965	11,542	12,408	12,597	13,071	12,317
	経 費	施 設 修 繕 費	1,567	1,762	1,324	982	1,057	1,338
		特 殊 要 因	0	0	0	0	0	0
		計	34,138	35,627	36,058	37,554	38,685	36,412
		指 定 管 理 料	35,141	39,019	39,019	39,019	39,019	38,243
		契 約 額	35,141	39,019	39,019	39,019	39,019	38,243
		差 額	0	0	0	0	0	0
		指定管理料を含めた収支	3,533	4,016	3,765	3,341	3,104	3,552
		使 用 料 金 収 入	0	0	0	0	0	0
	指定管理者から県に納付	0	0	0	0	0	0	
	県 予 算 の 収 支	▲ 35,141	▲ 39,019	▲ 39,019	▲ 39,019	▲ 39,019	▲ 38,243	

※上記表については、自主事業に係る収支について除く。

※上記表中の運営経費については、納付消費税を除く。

[参考：納付消費税実績状況]

(単位：千円)

施設名称		令和元年度 (決算額)	令和2年度 (決算額)	令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算額)	直近5カ年平均 (R1~R5)
	指 定 管 理 者	八重山星の会	特定非営利活動法人八重山星の会				
石垣青少年の家	納 付 消 費 税	1,554	1,804	1,811	1,862	1,902	-

[参考：当該施設を利用した指定管理者による自主事業の収支状況]

(単位：千円)

施設名称		令和元年度 (決算額)	令和2年度 (決算額)	令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算額)	直近5カ年平均 (R1~R5)
	指 定 管 理 者	八重山星の会	特定非営利活動法人八重山星の会				
石垣青少年の家	収 入	89	73	31	63	56	62
	費 用	97	108	23	165	174	113
	収 支	-8	-35	8	-102	-118	-51